

# 琉球大学学術リポジトリ

## 北魏尚書省小考： 錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-06-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長部, 悅弘, Osabe, Yoshihiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/551">http://hdl.handle.net/20.500.12000/551</a>

# 北魏尚書省小考

— 錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射に關して —

長 部 悅 弘

## 目 次

### 序

第一章 北魏尚書省の從來の研究

第二章 北魏尚書省高官の任官状況の概観

第三章 錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射の就任概観

(一) 錄尚書事

(二) 尚書令

(三) 尚書左右僕射

### 結語

### 序

小論は、北魏の尚書省が政治の動向と如何に關わるか、考察するための前提となる予備作業として尚書省高官へ

の就任者を、整理・分析しようという試みの一部である。高官とは、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射・尚書であるが、その中、ここでは、尚書を除いて、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射の任官状況を検討することとする。

北魏の歴史は、周知の如く、五世紀後半の孝文帝代を境に諸方面において転回を遂げ、おおまかに言えば孝文帝代を分水嶺に前期と後期に二分できる。官僚機構の中枢部分においても、大きな変化が認められる。これまでの研究によると、前期には鮮卑制と漢制とが並存し、後期には漢制のみに一本化された。前期に存在して後期には消滅した鮮卑制とは、八部大人・内朝官である。前期・後期に一貫して存在し続けた漢制とは、中書省・門下省・尚書省である。<sup>(1)</sup> いずれにせよ、尚書省は、道武帝代三九六年に設けられて以来、北魏代のほぼ全期を通して国家の中枢を構成する官僚機構の一機関として存在した。

従来の研究では、北魏政権の中央官僚機構を構成する人員について、中書省を除いて、各機関を個別に分けて検討するのではなく、その多くが統計的手法を用いて、胡漢両族の区別という出自の観点から、中央官僚機構の構成人員がまとまった形で年代毎に整理・分析され、その人数を比較して両族の政治上の優劣が論じられて来た。<sup>(2)</sup> いずれの研究においても分析から出した結論は、北魏代には一貫して胡族が任官者中に占める割合において漢族を上回っていることから、胡族が漢族より優位に立っていたことである。その整理・分析された中央機構の構成人員には、他の中枢機関と区別されることなく、尚書省の構成人員も含まれていたとみられる。<sup>(3)</sup>

尚書省は、他の中央官僚機構である中書省・門下省と異なり<sup>(4)</sup>、直接実務を行う機関である。北魏は、孝文帝代に班禄制・三長制・均田制の諸政策を施行した。その施行に最も深く関わったのが、中央官僚機構中、文書を扱い実務的性格の濃かつた尚書省であつたと考えられる。鮮卑制が消滅し、残つた漢制の一である尚書省が中央官僚機構中において占める比重が、それ以前に比べて高まつたとみられる。孝文帝は、四九四年北魏史上最初の考課において

て、「尚書の任は、枢機を是れ司る。豈惟だ百揆を總括し、人務を緝和するのみならんや。朕の得失、實に斯こに在り。」（『魏書』二二上元羽伝）と發言し、自身の浮沈を尚書省に賭けている心情を吐露している。かくの如く尚書省重視の姿勢を明確に示した皇帝は、北魏史上未曾有である。鮮卑制が消滅した孝文帝代において、残つた漢制の一である尚書省が中央官僚機構中において占める比重が、それ以前に比べて高まつたとみられる。従来の研究において、かかる発言を論拠に尚書省の長官（錄尚書事・尚書令）は宰相であり、尚書省は宰相機構であつたという指摘すらある。<sup>(5)</sup> 中央官僚機構の構成員は、政治の動向と無縁であつたとは思われない。なかでもその高官は、深く関わつていたと考えられる。北魏政権の動向を理解する上で、中央官僚機構の各機関を他の機関と切り離して、各機関毎にその構成員を出自の面から整理・分析しておくことは、基礎作業として必要な事柄であろう。とりわけ孝文帝により重視された尚書省に関しては、この点が当て嵌まる。

## 第一章 北魏尚書省の従来の研究

三九六年に北魏が尚書省を開設して以来、一般論として尚書省郎官は漢族士人が任命されたとみられる。<sup>(6)</sup> 他方、その上層の錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射・尚書の任官者については、具体的にどのような人々が就いたのか、その全容に如何なる一般的傾向がみられたのか、尚書省の上層部の官に就いたものは、胡漢両族が各々どの程度占めていたのであろうか。これまで北魏の尚書省に関する研究においてどの程度なされたのか、振り返つてみよう。尚書省を構成する官に関しては、嚴耕望氏により北魏全期に亘つて復元されている。<sup>(7)</sup> かつてウォルフラム＝エバー・ハート氏により、北魏全期・東魏に亘つて尚書令・尚書左右僕射の任官者の出自が胡漢両族の区別の観点から分析

が加えられた。即ち、嚴耕望氏により復元された尚書省官中、ウォルフラム＝エバー＝ハート氏が分析の対象としたのは、北魏全期並びに東魏の尚書令・尚書左右僕射の任官者である。ただ時期毎に任官者数が明示されてはいない。また臨時の職とは言え、尚書省の頂点に立つ録尚書事の任官者数を、分析の対象から欠いている。即ち録尚書事を除き、また各時期毎に任官者数が記されているわけではなく、北魏全期並びに東魏の尚書令・尚書左右僕射の任官者総数並びに任官者が、示されているのみである。<sup>18)</sup> 近年佐藤賢氏により、尚書省官への任官者の個別例が収集・整理されている。収集・整理の対象とした時期は北魏前期である。佐藤氏が任官者の個別例を収集・整理した官は、尚書令・尚書左右僕射・尚書である。佐藤氏が個別例を収集・整理した官は、北魏前期の尚書令・尚書左右僕射・尚書である。ただ録尚書事は、収集・整理の対象とはなっていない。<sup>19)</sup>

以上の二氏が時期を限つて尚書省高官の任官者を分析していないのに対し、張金龍氏は、孝文帝代に焦点を当てて中書監・中書令・侍中とともに、尚書令・尚書左右僕射・吏部尚書の任官者を分析している。張氏は分析結果から、四九三年の洛陽遷都後尚書・中書・門下三省の長官が漢族士大夫及び漢化が比較的進んだ鮮卑貴族により成る、漢化政策に賛同する改革派勢力により担われたと結論を導き出している。張氏はとくに尚書令・尚書左右僕射・吏部尚書の任官者に限つて述べている訳ではないが、張氏の掲げている分析結果中、尚書令・尚書左右僕射・吏部尚書の任官者に注目すれば、いずれも胡族が漢族に対して優勢に立ち、宗室元氏（拓跋氏）が最大多数を占めたことが看取される。張氏の三省長官の任官者に關わる指摘は政治上の動向を入れていて貴重であるが、尚書省長官の任官者が上記の構成を取つたことに限つて言つと、前後の時代の構成と比較していないので、時系列の上で任官者の構成上の変化を確認することができず、かかる構成を取つた歴史的意義が十分浮き彫りにできないように思われる。<sup>20)</sup> 孝文帝代に限らず、特定時期の尚書省の人的構成の特徴を明らかにするためには、三氏が整

理・分析した尚書令・尚書左右僕射・尚書に録尚書事を分析の対象に加えて、さらに対象とする時期を北魏前期に北魏後期も併せて北魏全期に亘つて就任者を収集して各時期毎に整理・分析を行う必要があろう。

ところでヴァルフラム＝エバーハート氏が分析の対象とした、北魏全期並びに東魏の尚書令・尚書左右僕射の任官者の中、北魏全期の両官の任官者に限つてその分析結果をみると、胡族が漢族より多勢を占め、しかも宗室元氏（拓跋氏）が相当な割合に到達していたことが看得される。張氏・ヴァルフラム＝エバーハート氏の分析した資料をみると、宗室元氏（拓跋氏）が尚書令・尚書左右僕射の任官者中に多大な比重を占めたのは、宗室元氏（拓跋氏）が北魏政権の中枢に深く関わつたことを示唆する。<sup>39</sup>

これまで尚書省の研究は、政治上の動向とは無関係に行われてきたが、その中で張氏は孝文帝の漢化政策を巡つて生じた政治勢力との関連において、その人的構成や運営について論じている。このことは、孝文帝代において尚書省の人員構成に政治上の動向が反映していたことを示唆している。また孝文帝代に限らず、他の時代に關しても、かかる可能性は否定できない。尚書省の人員構成を考える上で、政治上の動向は無視できないであろう。

小論では、将来尚書省の人員構成と政治上の動向を結びつけて考察するための基本作業として北魏全期に亘つて胡漢両族に分けて尚書省の最頂点に位置する録尚書事・尚書令・尚書僕射への任官状況を整理・分析を試みたいと思う。その手順は、先ず上記三官への任官状況をおまかに把握することとする。次に、北魏全期の任官状況を任官者の出自に沿つて検討することとする。とりわけ北魏前期から後期にかけて変化がみられるか否か、注意したい。北魏史の分水嶺とみられる孝文帝代を境に、尚書省を構成する人員に果たして変化がみられるか否か、注目しよう。北魏政権の中枢に深く関わつたと想定される宗室元氏（拓跋氏）に、とくに注視することとする。<sup>40</sup>

## 第二章 北魏尚書省高官の任官状況の概観

厳耕望・窪添慶文両氏の研究を参考しながら、北魏の尚書省の発展過程を、跡づけてみよう。<sup>143</sup> 北魏の尚書省の歴史は、道武帝代三九六年に創置されたのに始まり、孝文帝代四九年の改制を境に前期と後期に二分される。前期は、さらに三期に小区分される。即ち、前期一・前期二・前期三である。前期一は、創始期である。道武帝代三九六年から明元帝代四一三年までである。前期二は、衰退期である。明元帝代四一四年から太武帝代四二七年までである。前期三は、再建・発展期である。太武帝代四二八年から孝文帝代四九年改制までである。後期は、孝文帝代四九一年改制から孝武帝代までである。前期一には、尚書令・尚書僕射・尚書・尚書左右丞・尚書郎中が設置された。前期二には、尚書のみが認められる。前期三には、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射・都曹尚書・尚書・尚書左右丞・大夫・長・令・主書郎・曹監・中散・主書が置かれた。後期には、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射・都曹尚書・尚書・尚書左右丞・尚書左右司郎・尚書郎中・掌固・主事・都令史・省事・正令史・書令史から構成された。孝文帝の改制で最大の点は、大夫・長・令を廃止し、尚書郎中が曹務を管掌するように変わった点である。改制は、西晋や南朝の漢人王朝の制度に倣つたとされる。

北魏全期の任官者総数は、錄尚書事は三〇名、尚書令は四〇名、尚書左右僕射は七四名である。(第一表参照)<sup>144</sup> 北魏全期の任官者は、その出自を胡族・漢族に分けてみると、実人數は錄尚書事が二八・二(胡族・漢族、単位は名「人」、以下同じ)、尚書令が三一・八(不明一)、尚書左右僕射が五一・二三である。胡族・漢族の割合は、錄尚書事が九四・六(胡族・漢族、単位は%、以下同じ)、尚書令が七八・一〇(不明一)、尚書左右僕射が六九・三一である。(第二表参照)<sup>145</sup> 北魏全期を見渡すと、尚書左右僕射が実人數においても、任官者総数に占める割合にお

いても漢族の占める比率が三官中最も高く、以下尚書令・録尚書事の順に漢族の任官者及び割合が低くなる。ただ漢族の占める最も大きい尚書左右僕射ですら胡族の二分の一以下に過ぎず、上記のいずれの官も胡族の任官者が圧倒的に多い。

以上みた如く、北魏前期にて設置されて一貫して尚書省の頂点に存続した録尚書事・尚書令・尚書左右僕射を胡族が多く占めていることは、北魏全期に亘つて一般に尚書省の運営が胡族主導で行われたことを示唆している。<sup>111</sup>

以下録尚書事・尚書令・尚書左右僕射の任官状況を、今一步踏み込んで詳しくみてみよう。

北魏全時期胡族・漢族の任官者実数表（第一表）

	胡族	漢族	不明	計
録尚書事	二八	二	○	三〇
尚書令	三一	八	一	四〇
尚書左右僕射	五一	一三三	○	七四

※単位は名（人）である。

北魏全時期胡族・漢族任官者数の対比割合表（第二表）

	胡族	漢族	不明
録尚書事	九四	六	○
尚書令	七八	一〇	二
尚書左右僕射	六九	三一	○

※単位は%である。

※数値は、小数点第一位以下を四捨五入したものである。また各年代毎の合算した全体の数値が一〇〇となるように、適宜調整した。

### 第三章 錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射の就任概観

以下、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射の任官者を、各皇帝の治世年代毎に整理することとする。年代に関して言えば、孝文帝代には四九〇年に最高権力者として立っていた馮太后が逝去し、四九一年に尚書省が改制された。そこで、孝文帝代は、尚書省改制の四九一年を境に馮太后が最高権力者としていた前期と馮太后亡き後孝文帝が唯一の最高権力者として君臨した後期に分けて、孝文帝代前期は北魏前期に含め、孝文帝代後期は北魏後期に配した。出自の分類については、胡族・漢族に分類した上で、更に胡族は宗室元氏（拓跋氏）・外戚・その他、漢族は外戚・その他に分けた。<sup>19</sup> 胡族中、特に元氏（拓跋氏）の任官者数を表示したのは、元氏（拓跋氏）は宗室という立場上、北魏政権の運営に最も多く且つ深く関わったと考えられ、尚書省の人員構成にもかかる状況が反映したと推測され、この点を確認する必要があると考えるからに他ならない。また外戚の項目を設けたのは、道武帝が外戚の政治介入を防ぐために、皇太子の母親に死を賜うという『子歿母死』制度を立てたとされるが、かかる政策が尚書省の人員構成にどの程度影響を及ぼしたのか、みるためである。漢族も外戚の項を置いたのは、同様の理由である。北魏前期と後期で如上の官の任官者の構成に相異があるのか否か、胡漢両族の観点からみてみよう。さらに、特に宗室元氏（拓跋氏）が任官者中に占める比重を吟味しよう。

#### 〔一〕錄尚書事

錄尚書事の任官者は、全体で三〇名認められる。胡族・漢族に分けず、任官時期をみると、前期一の道武帝代、前期二の明元帝代、後期の後廢帝代を除く、各時代に任官者が各々認められる。なかでも最も任官者が多いのが、

前期三の文成帝代の八名である。任官者は、前期は前期一・前期二が〇名、前期三が一二名、任官年代不明が一名、後期が一五名である。前期三の任官者一二名中、八名が文成帝代である。北魏の前期と後期に分けて任官者をみると、前期は一三名、後期は一五名である。(第三表参照<sup>21</sup>)

次に胡族・漢族に分けて北魏全期の任官者をみると、胡族が二八名で、全任官者三〇名に占める割合が九四%である。(第三表・第四表参照<sup>22</sup>)これに対して、漢族は二名で、任官者全体に占める割合が六%である。(第三表・第四表参照<sup>23</sup>)

胡族・漢族に分けて任官時期をみると、胡族は、前期一の道武帝代、前期二の明元帝代を除く、各時代に各々認められる。胡族に対して漢族の任官者が認められるのは、僅かに前期三の文成帝代と後期の孝莊帝代のみであり、しかもいずれの時代にも僅かに一名ずつみられるに過ぎず、胡族の任官者数を下回っている。(第三表参照)

北魏の前期と後期に分けて錄尚書事の任官者をみると、前期は胡族が一一名、漢族が二名、後期は胡族が一五名、漢族が〇名である。(第三表参照)前期任官者総数に占める割合は胡族が八四%、漢族が一六%、後期任官者総数に占める割合は胡族が一〇〇%、漢族が〇%である。(第四表参照)前期・後期のいずれであっても、胡族が漢族を上回っているが、特に後期の方が胡族の割合が増えている。次に胡漢両族任官者の出自に注目したい。

北魏全期に亘る胡族任官者の出自を、宗室元氏(拓跋氏)・外戚・その他に分けてみると、宗室元氏(拓跋氏)が一六名、外戚が三名、その他が九名である。(第三表参照)胡漢両族任官者全体に占める比率は、各々五四%、一〇%、三〇%であり、宗室元氏(拓跋氏)が最も高い割合を占めた。(第四表参照)漢族任官者の出自を、外戚・その他に分けてみると、外戚が一名、その他が一名である。胡漢両族任官者全体に占める比率は、いずれも各々三%であるに過ぎない。宗室元氏(拓跋氏)出身の任官者は、胡族・漢族を合わせた任官者全体の五四%にも達し、

任官者全体の最大多数を占めたのである。他にも後述する尚書令・尚書左右僕射などへの宗室元氏（拓跋氏）出身の任官者が、当該官の任官者全体の最大多数に達したが、任官者全体に占める割合が錄尚書事ほど高かつた官はない。外戚については、胡族が一〇%、漢族が三%、都合一三%を占めている。（第四表参照）胡漢両族ともに、外戚の中で、任官者が特定の家に偏っている例は認められない。<sup>24)</sup> その他の出身者は、胡族が三〇%、漢族が三%、都合三三%に達し、三分の一を占めている。（第四表参照）しかしながら、胡漢両族とともに、その他の中で、任官者が特定の家に偏っている例は認められない。

任官者を出自に分けて年代別にみると、北魏前期の任官者一三名中、胡族は宗室元氏（拓跋氏）が三名、外戚が一名、その他が七名、漢族は外戚が一名、その他が一名である。後期は一五名中、胡族は宗室元氏（拓跋氏）が一名、外戚が二名、その他が二名、漢族は外戚が〇名、その他が〇名である。（第三表参照）北魏前期よりむしろ後期の方が、漢族の任官者が〇名にまで減少し、胡族の任官者が増えるが、増加した内訳は宗室元氏（拓跋氏）が八名、外戚が一名、その他が一名である。元氏（拓跋氏）の任官者が大幅に増加し、胡族の増加分に大きな比重を占めたことが、判明する。とりわけ胡漢両族を併せた全任官者中元氏（拓跋氏）が占める割合が、北魏前期が二三%であるのに対し、後期は七四%を示している。北魏後期において元氏（拓跋氏）の任官者数の割合が前期に比べて極めて高くなることは、注意を惹く。孝文帝代後期以降各年代毎の全任官者中に元氏（拓跋氏）が占める割合は、孝文帝代後期が六七%、宣武帝代・孝明帝代が一〇〇%、孝莊帝代が七五%、元曇代一〇〇%、前廢帝代・後廢帝代が〇%、孝武帝代が一〇〇%である。前廢帝代・後廢帝代を除く、孝文帝代後期・宣武帝代・孝明帝代・孝莊帝代・元曇代・孝武帝代がいずれも高い値を占めている。（第四表参照）孝莊帝・元曇並びに前廢帝は爾朱氏が立てた傀儡皇帝である。在位期間中に宗室元氏（拓跋氏）の任官者にいた孝莊帝代・元曇代については、今措くと

して、前廢帝は五三一年二月から五三二年四月まで一年余り在位したにしか過ぎない。後廢帝は高歡が信都で爾朱氏に対し蜂起した時に前廢帝に対抗して立てた傀儡皇帝で、五三一年一〇月から五三二年四月まで在位しただけである。その在位期間宗室元氏（拓跋氏）の任官者が〇名であった前廢帝・後廢帝のいずれも、在位期間が重なり、しかも一年余りという短期であるという点を考慮するならば、一四〇年余りに亘る北魏代後期は実質上孝文帝代後期の六七%を最低として、宗室元氏が任官者中に高い割合を占めたと言つてよいであろう。先に前期に比べて後期の方が胡族の割合が増えていると述べたが、それは後期において全般に宗室元氏（拓跋氏）の任官者中に占める比重が高いことが反映している。

錄尚書事任官者実数表（第三表）

前期 年代 不明	孝文 前期	献 文	文 成	道 武	明 元	太 武	宗室	胡族			漢族	不明
								外戚	その他	小計		
三	○	一	○	○	一	一	○	○	○	○	○	○
一	○	○	○	○	一	一	○	○	○	○	○	○
七	○	○	一	五	一	二	○	○	○	○	○	○
二	○	一	一	七	二	○	○	○	○	○	○	○
一	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○
二	一	○	○	一	一	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一三	一	一	一	一	八	二	○	○	○	○	○	○

孝文	後期														
孝	明	宣	武												
孝	莊														
元	曇														
後	廢														
後	廢														
後期	年代不明														
後期	小計														
全期	合計	一六	一一	○	一	○	○	○	一	三	二	二	二		
		二	二	一	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	
		○	二	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	
		○	二	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	一
		九	二	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	
		二八	一五	一	一	○	一	一	一	四	二	二	三		
		一	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		三〇	二五	一	一	○	一	一	一	四	二	二	三		

※単位は名(人)である。  
※前期年代不明は、前期小計に含む。後期年代不明は、後期小計に含む。全期年代不明は、全期合計に含む。全期合計は、前期  
小計、後期小計、全期年代不明を合算した数値である。

錄尚書事任官者割合表（第四表）

孝	後	前	元	孝	孝	宣	孝	文	前	孝	文	太	明	道				
武	廢	廢	曇	莊	明	武	孝	文	後	期	前	期	孝	文	太	明	道	
一〇〇	〇	〇	一〇〇	七五	一〇〇	一〇〇	六七	三三	〇	一〇〇	〇	三三	五〇	〇	〇	〇	宗室	
〇	〇	〇	〇	二五	〇	〇	〇	八	〇	〇	〇	一三	〇	〇	〇	〇	外戚	胡族
〇	〇	一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	五三	〇	〇	〇	六一	五〇	〇	〇	〇	その他	
一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八四	〇	一〇〇	一〇〇	八七	一〇〇	〇	〇	〇	小計	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八	一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外戚	漢族
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	その他	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一六	一〇〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	小計	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	不明	
一〇〇	〇	一〇〇	計															

後期年代不明	○	100	○	100	○	○	○	○	100
後期小計	七四	一三	一三	一〇〇	〇	〇	〇	〇	100
全期年代不明	一〇〇	〇	〇	一〇〇	〇	〇	〇	〇	100
全期合計	五四	一〇	三〇	九四	三	三	六	〇	100

※単位は%である。

※数値は小数点第一位以下を、四捨五入したものである。また各年代毎の合算した全体の数値が100となるように、適宜調整した。

## 〔二〕 尚書令

尚書令の任官者は、全体で四〇名認められる。胡族・漢族に分けて、任官時期をみると、前期二の明元帝代を除く、各時代に任官者が各々認められる。任官者は、前期は、前期一が三名、前期二が一名（前期二・三に跨つて在任）、前期三が八名、任官年代不明が一名、後期は一二名、任官年代不明が一名である。北魏の前期と後期に分けて任官者をみると、前期は一三名、後期は二二名である。この他、前期・後期のいずれにも分類できず、全期任官年代不明とした者が五名である。（第五表・第六表参照<sup>〔2〕</sup>）

次に胡族・漢族に分けて北魏全期の任官者をみると、胡族が三一名で、全任官者四〇名に占める割合が七八%である。これに対して、漢族は八名で、任官者全体に占める割合が二〇%である。胡族が漢族を圧倒して多いことがわかる。（第五表・第六表参照<sup>〔3〕</sup>）

胡族・漢族に分けて任官時期をみると、胡族は、前期二の明元帝代を除く、各時期に任官者が各々認められる。漢族の任官者のいる時期は胡族に比べて少なく、前期一の道武帝代、前期二・三の太武帝代、前期三の文成帝代・

孝文帝代前期、後期の孝文帝代後期・宣武帝代・孝明帝代である。時期別に胡族と漢族の任官者数を比較してみても、漢族の任官者のいるいずれの時期においても、漢族が胡族を上回ることはない。

北魏の前期と後期に分けて任官者をみると、前期は胡族が九名、漢族が四名、後期は胡族が一九名、漢族が三名である。（第五表参照）前期任官者総数に占める割合は胡族が六九%、漢族が三一%、後期任官者総数に占める割合は胡族が八七%、漢族が一三%である。（第六表参照）前期・後期のいずれであっても、胡族が漢族を上回っているが、後期において増えている。次に胡漢両族の任官者の出自に注目しよう。

北魏全期に亘る胡族任官者の出自を、宗室元氏（拓跋氏）・外戚・その他に分けてみると、北魏全期において宗室元氏（拓跋氏）が一五名、外戚が三名、その他が一三名である。（第五表参照）胡漢両族任官者全体に占める比率は、各々三八%、八%、三二%であり、宗室元氏（拓跋氏）とその他が最も高い割合を占めた。（第六表参照）北魏全期の漢族任官者の出自を、外戚・その他に分けてみると、外戚が一名、その他が七名である。（第五表参照）胡漢両族任官者全体に占める比率は、外戚が三%、その他が一七%である。（第六表参照）家ことに個別にみると、宗室元氏（拓跋氏）出身の任官者は、胡族・漢族を合わせた任官者全体の三八%にも達し、群を抜いて多い。外戚については、胡族が八%、漢族が三%、計一%を占めているにしか過ぎない。外戚の中で、任官者が特定の家に偏っている例は認められない。その他の出身者は、胡族が三二%、漢族が一七%、計四九%に達し、半数近くを占めている。（第六表参照）ただその内訳をみると、胡漢両族とともに、その他の中で、任官者が特定の家に偏っている例は認められない。

任官者を出自に分けて年代別にみると、以下の如くなる。北魏前期の任官者一三名中、北魏前期は、胡族は宗室元氏（拓跋氏）が二名、外戚が〇名、その他が七名、漢族は外戚が〇名、その他が四名である。後期の任官者二二

名中、胡族は宗室元氏（拓跋氏）が一二名、外戚が三名、その他が四名、漢族は外戚が一名、その他が二名である。（第五表参照）北魏前期よりむしろ後期の方が、漢族の任官者は外戚が一名増加し、その他が二名減少し、漢族の任官者全体で一名減少した。他方胡族の任官者は宗室元氏（拓跋氏）が一〇名、外戚が三名増加し、逆にその他は三名減少し、胡族の任官者全体で一〇名増加した。増加した内訳をみると、元氏（拓跋氏）の任官者が外戚を上回る幅で増加し、胡族の增加分に大きな比重を占めたことが了解される。

胡漢両族を併せた全任官者中宗室元氏（拓跋氏）が占める割合は、北魏前期が一五%であるのに対し、後期が五二%である。後期において極めて高くなる。後期で各年代の全任官者中に元氏（拓跋氏）が占める割合は、孝文帝代後期が三三%、宣武帝代が二五%、孝明帝代が五八%、孝莊帝代が七五%、元曇代・前廢帝代・後廢帝代が〇%、孝武帝代が一〇〇%である。（第六表参照）在位期間中宗室元氏（拓跋氏）の尚書令任官者が〇%であつた元曇は、爾朱氏の立てた傀儡皇帝であり、五三〇年一〇月から五三一年二月まで五ヶ月程度在位しただけである。また同じくその在位期間中宗室元氏（拓跋氏）の尚書令任官者が〇%であつた前廢帝・後廢帝は、先に錄尚書事の項で述べたように、在位期間が一年余りである。元曇・前廢帝・後廢帝の三皇帝の治世は、合わせて二年足らずであり、その在位期間の短い点を考えるならば、宗室元氏（拓跋氏）は北魏後期において宣武帝代の二五%を最低に、とくに孝明帝代・孝莊帝代・孝武帝代が五〇%を超す高い値を示しており、実質上その大部分の期間において任官者中相当高い比重を占めたと言える。先に前期に比べて後期の方が胡族の割合が増え、その中で元氏（拓跋氏）の任官者が大きな比重を占めている旨を述べたが、それは後期において全般に宗室元氏（拓跋氏）が任官者中高い割合を保つていたことに負っている。

尚書令任官者実数表（第五表）

孝	後	前	元	孝	孝	宣	孝	前	前	孝	獻	文	太	明	道		
武	廢	廢	曄	莊	明	武	文	後期	小計	文	成	文	武	元	武		
二	○	○	○	三	四	一	一	二	○	○	一	○	○	○	一	宗室	
	○	○	○	一	○	一	一	○	○	○	○	○	○	○	○	外戚	胡族
	○	○	○	○	一	○	一	二	七	一	一	○	二	二	○	一	その他
二	○	○	一	四	五	三	三	九	一	一	一	二	二	○	二	小計	
	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外戚	漢族
	○	○	○	○	○	一	一	○	四	○	二	○	一	○	○	一	その他
	○	○	○	○	○	二	一	○	四	○	二	○	一	○	○	一	小計
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不明
二	○	○	一	四	七	四	三	三	一	三	一	三	二	○	三	計	

尚書令任官者割合表 (第六表)									
孝文後期	前期小計	孝文前期	前期年代不明	胡族				漢族	
				宗室	外戚	その他	小計	外戚	その他
三三	一五	〇	一〇〇	一〇〇	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六七	五四	一〇〇	三三	一〇〇	六六	六六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	六九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	三一	〇	六七	〇	〇	三三	三三	一〇〇	一〇〇
〇	三一	〇	六七	〇	〇	三三	三三	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九九	九九	一〇〇	一〇〇

※単立は名(人)である。

※前期年代不明は、前期小計に含む。後期年代不明は、後期小計に含む。全期年代不明は、全期合計に含む。全期合計は、前期小計、後期小計、全期年代不明を合算した数値である。

尚書令任官者割合表（第六表）

宣	武	二五	二五	二五	七五	〇	一五	二五
孝	明	五八	一四	〇	七一	一四	一四	二八
孝	莊	七五	〇	一〇〇	一〇〇	〇	〇	一〇〇
元	曄	〇	一〇〇	〇	一〇〇	〇	〇	一〇〇
前	廢	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
後	廢	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
孝	武	一〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇
後期年代不明	一〇〇	〇	〇	一〇〇	〇	〇	〇	一〇〇
後期小計	五一	一三	三一	八七	九	二三	一〇〇	一〇〇
全期年代不明	二〇	〇	四〇	六〇	〇	二〇	一〇〇	一〇〇
全期合計	三八	八	三一	七八	三	一七	一〇〇	一〇〇

※単位は%である。  
※数値は小数点第一位以下は、四捨五入したものである。また各年代毎の合算した全体の数値が一〇〇となるよう、適宜調整した。

### (三) 尚書左右僕射

尚書左右僕射の任官者は、全体で七四名認められる。(尚書左右僕射の中いずれかひとつに就いた場合を一名と数えた。) 任官時期をみると、前期二の明元帝代、後期の後廢帝代を除く、各時期に任官者が各々認められる。任官者は、前期一が一名、前期二が一名(前期二・三に跨つて在任)、前期三は一六名、後期は五四名である。北魏の前期と後期に分けて任官者をみると、前期は一八名、後期は五四名、全期の任官年代不明者は二名である。(第

七表参照

次に胡族・漢族に分けて任官者をみると、胡族が五一名で、全任官者七四名に占める割合が六九%である。（第七表・第八表参照）これに対し、漢族は二三名で、任官者全体に占める割合が三一%である。（第七表・第八表参照）胡族が漢族を圧倒して多いことがわかる。

胡族・漢族に分けて任官時期をみると、胡族は、前期二の明元帝代・後期の元暉代・前廢帝代・後廢帝代を除く、各時期に任官者が各々認められる。漢族の任官者のいる時期は、前期二・三の太武帝代・前期三の獻文帝代・孝文帝代前期・後期の孝文帝代・後期・宣武帝代・孝明帝代・孝莊帝代・孝武帝代である。孝武帝代に漢族任官者が胡族任官者より三名だけ多かった以外は、残りのいずれの時期においても、漢族が胡族を上回ることはない。（第七表参照）次に胡族任官者の出自に注目しよう。

北魏の前期と後期に分けて任官者をみると、前期は胡族が一四名、漢族が四名、後期は胡族が三六名、漢族が一八名である。（第七表参照）前期任官者総数に占める割合は胡族が七八%、漢族が二二%、後期任官者総数に占める割合は胡族が六七%、漢族が三三%である。（第八表参照）前期・後期のいずれであっても、胡族が漢族を上回っている。但し後期において前期に比べて漢族の比率が高くなつたことは、注意される。次に胡漢両族任官者の出自に注目したい。

北魏全期に亘る胡族任官者の出自を、宗室元氏（拓跋氏）・外戚・その他に分けてみると、宗室元氏（拓跋氏）が三一名、外戚が四名、その他が一六名である。（第七表参照）胡漢両族任官者全体に占める比率は、各々四二%、五%、二二%であり、宗室元氏（拓跋氏）が最も高い割合を占めた。（第八表参照）漢族任官者の出自を、外戚・その他に分けてみると、外戚が七名、その他が一六名である。（第七表参照）胡漢両族任官者全体に占める比率は、

外戚が九%、その他が二二%である。（第八表参照）宗室元氏（拓跋氏）出身の任官者は、胡族・漢族を合わせた任官者全体の四二%にも達し、任官者全体の最大多数を占めたのである。（第八表参照）外戚については、胡族が五%、漢族が九%、都合一四%を占めている。漢族の外戚が胡族の外戚を上回っている（第八表参照）。胡漢両族ともに、外戚の中で、任官者が特定の家に偏っている例は認められない。<sup>註</sup>

その他の出身者は、胡族が二二%、漢族が二二%、都合四四%に達し、二分の一近くを占めている。（第八表参照）しかしながら、胡漢両族ともに、その他の中で、任官者が特定の家に偏っている例は認められない。<sup>註</sup>

任官者を出自に分けて年代別にみると、北魏前期の胡漢両族の任官者一八名中、胡族は宗室元氏（拓跋氏）が四名、外戚が〇名、その他が一〇名であり、漢族は外戚が〇名、その他が四名である。後期は、胡漢両族の任官者五四名中、胡族は宗室元氏（拓跋氏）が二六名、外戚が四名、その他が六名、漢族は外戚が七名、その他が一一名である。（第七表参照）北魏前期よりむしろ後期の方が、宗室元氏（拓跋氏）の任官者が大幅に増加した。胡漢両族を併せた全任官者中宗室元氏（拓跋氏）が占める割合は、北魏前期が二二%であり、後期は四九%である。後期の方が、極めて高くなる。北魏後期において各時期の全任官者中宗室元氏（拓跋氏）が占める割合は、孝文帝代後期が七〇%、宣武帝代が五六%、孝明帝代が四四%、孝莊帝代が四五%、元暉代が〇%、前廢帝代が一〇〇%、後廢帝代・孝武帝代が〇%である。とくに孝文帝代後期・宣武帝代・前廢帝代に各時期の全任官者中の半数以上に達している。上述した如く、宗室元氏（拓跋氏）の任官者が認められる前廢帝代と〇名である後廢帝代とが重なつていることから、北魏後期において宗室元氏（拓跋氏）の任官者が〇名であったのは、元暉代と孝武帝代であると言える。孝武帝代以前では、宗室元氏（拓跋氏）の任官者が〇名であったのは、わずか五ヶ月間の元暉代とみてよいであろう。（第八表参照）先に前期に比べて後期の方が胡族の割合が増え、その中で宗室元氏（拓跋氏）の任官者

が大きな比重を占めている旨を述べたが、それは後期において前廢帝代まで元曇代を除いた時期に宗室元氏（拓跋氏）が任官者中高い割合を保つていたことに起因している。

尚書左右僕射任官者実数表（第七表）

元 曇	孝 莊	孝 明	孝 武	宣 孝 文 後 期	孝 文 前 期	前 期 小 計	前 期 年 代 不 明	孝 文 前 期	獻 文	文 成	太 武	明 元	道 武	宗 室	胡 族			外 戚	其 他	小 計	外 戚	其 他	小 計	漢 族	不 明	計
															胡	族	小									
○	四	八	五	六	四	○	二	○	一	○	○	一	○	一	宗室				外戚							
○	二	一	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外戚				其 他							
○	二	一	一	一	一	一○	○	四	一	二	三	三	○	○	宗室				其 他							
○	八	一○	七	七	一四	○	六	一	三	三	三	三	○	一	外戚				其 他							
○	○	四	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外戚				其 他							
一	一	四	二	○	四	○	二	○	○	○	○	二	○	○	宗室				其 他							
一	一	八	二	二	四	○	二	○	○	○	○	二	○	○	外戚				其 他							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宗室				其 他							
一	九	一八	九	九	一八	○	八	一	三	五	○	一	○	一	外戚				其 他							

献 文	文 成	文 武	太 武	明 元	道 武	宗室	胡族			漢族			不明	計
							外戚	その他	小計	外戚	その他	小計		
○	三三	○	○	○	一〇〇									
○	○	○	○	○	○									
一〇〇	六七	六〇	○	○	○	一〇〇								
一〇〇	一〇〇	六〇	○	○	一〇〇									
○	○	○	○	○	○									
○	○	四〇	○	○	○									
○	○	四〇	○	○	○									
○	○	○	○	○	○									
一〇〇	一〇〇	一〇〇	○	○	一〇〇									

尚書左右僕射任官者割合表（第八表）

※単位は名（人）である。  
※前期年代不明は、前期小計に含む。後期年代不明は、後期小計に含む。全期合計は、前期小計、後期小計、全期年代不明を合算した数値である。

※単位は%である。  
※数値は小数点第一位以下を、四捨五入したものである。また各年代毎の合算した全体の数値が100となるように、適宜調整した。

## 結語

以上北魏尚書省の録尚書事・尚書令・尚書左右僕射の任官者を、胡漢に区分し、さらに胡族は宗室元氏（拓跋氏）・外戚・その他に分け、漢族は外戚・その他に分けて分析した。その結果、北魏の全時期において、上述のいずれの官についても、その任官者数において、唯一孝武帝代尚書左右僕射の任官者中漢族が胡族よりも多かつた時期を除いて、胡族が漢族を上回っていたことが判明したのである。なかでも胡族に属する宗室元氏（拓跋氏）は北魏全期に亘って胡漢両族を通して任官者が最も多かつた。このことは、北魏代全期において胡族が、とりわけ宗室元氏（拓跋氏）が尚書省の運営に極めて大きな役割を果たしたことを示唆している。ただし時期毎にみると、北魏前期に元氏（拓跋氏）が録尚書事・尚書令・尚書僕射のすべての官に各皇帝の治世という幅ではあるが同時に就いた時期は、認められない。これに対して、北魏後期には任官者が大幅に増え、全任官者中に占める割合が録尚書事・尚書令・尚書左右僕射のいずれの官も五〇%を超える高い数値を示した時期が少なからず認められる。とくに孝文帝代後期から孝莊帝代にかけて、元氏は録尚書事・尚書令・尚書僕射のすべてに任官者を出したことが看取される。このことは、北魏後期において宗室元氏（拓跋氏）が尚書省の運営に占める比重が前期に比べて高まつたことを暗示している。

ところで小論では、統計的手法を用いて、録尚書事・尚書令・尚書左右僕射の任官者を分析し、その任官者数・配置状況からみて北魏全期において、胡族が、そしてとくに宗室元氏（拓跋氏）が後期において尚書省の運営に極めて大きな役割を果たしたことを示唆していると上述したが、これはあくまで一四〇年余りという時間の幅を設けて政治上の動向を捨象して数量の上から把捉した事柄であることは注意しておかなければいけない。

錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射の任官者が、宗室元氏（拓跋氏）を除いて、胡漢両族の外戚・その他の特定の一族に偏つて集中することはなかつたが、任官者が少數とはいえ、北魏末の動乱から崛起して外戚の地位を得た爾朱榮の如く、孝莊帝代に宗室元氏（拓跋氏）が尚書省高官を多く占めていた尚書省を錄尚書事として統轄し、政権を壟斷した例が認められる。（『魏書』七四爾朱榮伝）したがつて胡族が、とくに宗室元氏（拓跋氏）が尚書省の運営にどの程度関与したのか、確認しようとするのであれば、小論が統計的手法で得た上記の三官の任官者の傾向を踏まえ、統計的手法の限界を弁えながら、北魏の政治的動向を視野に收めて、吟味する必要がある。

孝文帝代後期は、馮太后亡き後の最高権力者となつた孝文帝が尚書省を大いに重要視した時期である。また宗室元氏（拓跋氏）が錄尚書事・尚書令・尚書僕射のすべてに任官者を配した北魏後期の最初の時期に当たる。孝文帝自身の意志がかかる人事に強く作用したと推察されるが、如何なる政治的背景があつたのか、他日稿を改めて検討したい。

### 注

(1) 北魏代前期に鮮卑制と漢制が並存していたことに關しては、以下の研究を參照。

- ①嚴耀中『北魏前期政治制度』（吉林教育出版社 一九九〇年 六一～七六頁）
- ②陳琳國『魏晉南北朝政治制度研究』（文津出版社 一九九四年 九五頁、九九～一五頁）
- ③川本芳昭「北魏の内朝」（『九州大学東洋史論集』六 一九七七年、のち『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院 一九九八年所収）
- ④佐藤賢「北魏前期の『内朝』・『外朝』と胡漢問題」（『集刊東洋学』八八二〇〇二年）

⑤窪添慶文『魏晋南北朝官僚制研究』(汲古書院 一〇〇三年 一二〇頁)

とくに③研究は、鮮卑制の内朝官をはじめて本格的に取り上げた研究である。

②書九九～一〇四頁、⑤書一二頁では、③研究を踏まえて、北魏前期において皇帝が内朝を通して外朝を制御したという理解が明示されている。

①鄭欽仁『北魏中書省考』(国立台湾大学 一九六五年)、②同上『北魏官僚機構統編』(稻禾出版社 一九九五年)参照。

(3) ①蘇慶彬「元魏北齊北周政權下漢人勢力之推移」(『新亞學報』六一二 一九六四年)は、万斯同『魏將相年表』によつて北魏及び東西両魏において將相に就いたものの出自を、相職と將職に分けて、分析している。相職に限つて言えば、相職の任官者を、北魏代及び東西両魏代の各年毎に、胡漢両族に分けて各々の人数を割り出し、各皇帝の治世毎に合算した任官者総数を算き出している。それとともに各皇帝の治世毎の任官者総数中に占める胡漢の任官者の占める比率を各々算出して比較している。同研究所載『元魏歷朝胡漢將相比較表』参照。例えば孝文帝代四九九年(太和二三年)の相職の任官者数は、胡族が一〇人、漢族が六人、孝文帝代の任官者総数は胡族が二五〇人、漢族が一三六人、比率は胡族が六四・八%、漢族が三五・二%と示してある。蘇氏の研究により、北魏代の相職任官者数を各皇帝の治世毎にみると、いずれの治世においても胡族が漢族を上回つてゐる。『魏將相年表』には、相職として、相國・丞相・太宰・太師・太傅・太保・太尉・司徒・司空・尚書令・尚書左右僕射・中書監・中書令・侍中・給事黃門侍郎の任官者が列挙されている。蘇氏が『魏將相年表』に基づいて、相職と数えたものの中には、『魏將相年表』所載の尚書令・尚書左右僕射以外にも、相國・丞相・太宰・太師・太傅・太保・太尉・司徒・司空・中書監・中書令・侍中・給事黃門侍郎など

が含まれているとみられる。尚書省官である尚書令・尚書左右僕射は、上記の他の諸官と分けて明示されていない。

②康樂「代人集団的形成与發展－拓跋魏的國家基礎」（『歴史語言研究所集刊』六一―三 一九九〇年、のち『從西郊到南郊－國家祭典与北魏政治』 稲禾出版社 一九九五年所収）は、二通りの方法で將相大臣の任官者を示している。〔A〕二期（i：三九六～四九〇、ii：四九〇～五一七）に分け、將相大臣の任官者を代人・中原士族・その他・領酋にその出身を分類し、各時期毎に各々任官者総数と任官者全体に占める比率を算出している。加えて北魏代全体の任官者総数と任官者全体に占める比率を、挙げている。同研究所載の「將相大臣比率表」〔一〕・「將相大臣比率図」参照。例えば三九六～四九〇年の時期の任官者総数は一八二人であり、代人・中原士族・その他・領酋は人数が各々一六九人、一〇人、三人、〇人であり、比率が九・八%、五・四%、一・六%、〇%である。〔B〕四期（i：三九六～四二三、ii：四二三～四五二、iii：四五二～四九〇、iv：四九〇～五一七）に分け、將相大臣の任官者を代人貴族・王室附庸・中原士族・その他・領酋にその出身を分類し、各時期毎に各々任官者総数と任官者全体に占める比率を算出している。同研究所載の「將相大臣比率表」〔二〕・「將相大臣比率図」参照。加えて北魏代全体の任官者総数と任官者全体に占める比率を、挙げている。例えば三九六～四二三年の時期の任官者総数は三七人であり、代人貴族・王室附庸・中原士族・その他・領酋は人数が各々一四人、一九人、四人、〇人、〇人であり、比率が三七・八%、五一・三%、一〇・八%、〇%、〇%である。〔A〕・〔B〕二通りの分析方法中、分類方法について整理すると、〔A〕の代人は〔B〕の代人貴族・王室附庸を併せたものであろう。〔A〕の分類方法により胡漢両族を整理すると、胡族は代人（代人貴族・王室附庸）・その他・領酋であり、漢族は中原士族である。〔A〕・

〔B〕どちらの分析方法によつても、いずれの時期においても胡族の任官者数が漢族より圧倒的に多いことを明らかにしている。将相大臣の中には相職と将職が含まれ、相職には錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射・尚書などの尚書省高官が含まれているとみられるが、その構成に関して別途明示はされていない。

③吉岡真「北朝隋唐支配層の推移」〔岩波講座 世界歴史』九 「中華の分裂と再生」 一九九九年 岩波書店所収)は、上記の①蘇氏の研究に依拠して、各皇帝の治世毎に、胡漢両族に分けて、宰相位(相職)就任者が全任官者に占める比率を示している。同研究所載「図三 北魏朝における宰相位就任者の種族的比率(三八六—五三四年)」参照。いずれの時期においても、胡族の比率が漢族の比率を上回つていていることを示している。ただ、①蘇氏の研究同様、相職の中には、尚書令・尚書左右僕射などの尚書省高官が含まれるとみられるが、尚書省高官以外の他の諸官と分けて明示されていない。また政権中枢部の胡漢両族から成る人的構成を北魏前期(三八六—四七〇または四九九年)・北魏後期(四七一—五三四年)・北魏全時期合計に分けて、胡漢両族の比率を分析している。北魏前期(三八六—四七〇または四九九年)・北魏後期(四七一—五三四年)について、各時期の非漢族が最高比率を占めた時期及び漢族が最高比率を占めた時期における漢族・非漢族の比率、各時期の全体の漢族・非漢族の平均比率を提示している。北魏全時期合計では、政権中枢部と官僚機構上部のほぼ全体の漢族・非漢族の平均比率を示している。いずれの時期においても、胡族(非漢族)が漢族を上回つていている。例えば漢族が最高比率を占めた時期は四七一—四九九年である。当該時期は、吉岡氏の前期・後期の時期区分では、前期にも後期にも入り得る。前期でも後期でも胡漢両族が占める比率は、いずれも胡族が六四・七%、漢族が三五・二%である。同研究所載の「図四 北魏朝の官僚機構上部の人的構成(三八六—五三四年)」参照。ただ尚書令・尚書左右僕射などの尚書省官を分けて、明示し

ではない。

(4)

中書省・門下省が担つた、主要な職掌を擧げるならば、中書省は皇帝の詔命を起草した。(祝紹斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』中国社会科学出版社 一九九〇年 三六八～三七八頁) 門下省は、(i) 皇帝の左右に陪侍し、謀議に参与し、諫諍すること、(ii) 尚書の奏事を評定・決断、(iii) 詔書の署名・下送である。

(同上書三〇七～三一五頁)

(5) 尚書省は宰相機構であつたという指摘は、以下の研究を参照。

①注<sup>(4)</sup>祝氏書二四二～二四六頁参照。

②張金龍「北魏孝文帝用人政策及其在改革中的作用」(『北朝研究』一九九一年下半年刊、のち『北魏政治与制度論稿』甘肅教育出版社 二〇〇三年)

③同『北魏政治史研究』(甘肅教育出版社 一九九六年 一八八頁) 參照。

①祝氏書は、宰相である要件として、議政権並びに監督百官執行権を有することを擧げ、兩漢魏晉南北朝時代の宰相制度を論じている。北魏代尚書省が宰相機構であつたとする論拠は、①②③は、ともに本文で引用した孝文帝の発言であるが、③は尚書僕射李沖を『宰事』と呼称したこと(『魏書』六二李彪伝)を論拠に加えていいる。

(6)

『魏書』二 太祖本紀二 皇始元年(三九六)九月の條に、「并州平。初建台省、置百官、封公侯。將軍・太守・尚書郎以下、悉用文人。」とある。文人とは、漢族士人であろう。尚書省郎官は、漢族士人が任命されたとみられる。但し、その任官者については、具体的に明らかにされたわけではない。今後具体的に分析していく必要があろう。

(7)

①嚴耕望「北魏尚書制度考」(『歴史語言研究所集刊』一八 一九四八年)。

この他、北魏の尚書省制度に論及したものとして、以下の研究が挙げられる。

②羅添慶文「北魏前期の尚書省について」(『史學雜誌』八七一七 一九七八年、のち注⑤羅添氏書所収)

③注①⑤羅添氏書

④注④祝氏書

⑤注①②陳氏書

⑥袁剛「漫談漢魏晉南北朝尚書台(省)職能的發展及組織機構的變化」(『北朝研究』一九九八一「總二九」)

⑦注①⑤羅添氏書

⑦羅添氏書序章は、日本における研究を中心に南北朝官僚制に関する研究史全体を整理したものである。序章において、北魏の尚書省に関する研究に言及している。

(8) ヴォルフラム＝エバーハート“Das Toba-Reich Nord Chinas”(E.J.Brill 一九四九年 一一八～一九頁、一一一～一二三頁、一三一～一三三頁)

ヴォルフラム＝エバーハート氏は、北魏代と東魏代の任官者の総計を尚書令は四四名、尚書左僕射は三一名、尚書右僕射は三八名と、数値を算き出してゐる。(一一九頁一七表)さらに尚書令・尚書左僕射・尚書右僕射の各官別に、その任官年に従つて任官者の名を列挙している。(一一一～一三三頁、一三一～一三三頁)その任官者数の中には、北魏代の任官者とともに、東魏の任官者も含まれてゐる。北魏代に任官されたのは、尚書令が三六名、尚書左僕射が二七名、尚書右僕射が三四名である。東魏で任官されたのは、尚書令が八名、尚書左僕射・尚書右僕射が各四名である。ただ任官者数を各皇帝の治世毎に整理しているわけではなく、各時代毎

の任官状況は、氏の研究では明示していない。

(9)  
注(1)④佐藤氏研究参照。

佐藤氏の研究は、北魏代前期における内朝・外朝の構成人員を、内朝が胡族、外朝が漢族から各々構成されていたという、注(1)③川本氏研究の説の妥当性を検討するために、胡漢の別という観点から分析した。その作業の一環として、北魏代前期に尚書省を構成した尚書令・尚書僕射・尚書の任官者を分析している。氏の研究の主眼は、北魏代前期における内朝・外朝の構成人員を確認し、両者の関係を検討することに置かれており、尚書省の構成人員の分析を主目的とはしていない。この点、小論とは主旨を異にする。但だ大量に上る北魏代前期における尚書令・尚書僕射・尚書の任官者を整理・分析した、氏の労を多としたい。

(10)  
張金龍『北魏政治史研究』(甘肃教育出版社 一九九六年 一八八頁) 参照。

尚書令は、任官者総数が六名、宗室貴族(宗室元氏「拓跋氏」)が三名、代姓貴族(宗室元氏「拓跋氏」以外)が三名、漢族地主(漢族士大夫)が〇名である。尚書僕射は、任官者総数が八名、宗室貴族(宗室元氏「拓跋氏」)が四名、代姓貴族(宗室元氏「拓跋氏」以外)が三名、漢族地主(漢族士大夫)が一名である。吏部尚書は、任官者総数が五名、宗室貴族(宗室元氏「拓跋氏」)が二名、代姓貴族(宗室元氏「拓跋氏」以外)が一名、漢族地主(漢族士大夫)が一名である。

(11)  
ヴォルフラム＝エバーハート氏の提示している資料に基づき、北魏代に任官された宗室元氏(「拓跋氏」)をみると、尚書令は任官者三六名中一三名(三六%)、尚書左僕射が二七名中一一名(四一%)、尚書右僕射が三四名中一五名(四四%)である。( ) 内は、各官の全任官者中に占める宗室元氏(「拓跋氏」)の割合である。

ホルムグレン＝ジエニファーア氏は、ヴォルフラム＝エバーハート氏の提示している資料に基づき、尚書令の

任官者中に宗室元氏（拓跋氏）の占める割合が増加していくことを指摘している。具体例として、五〇〇年から五三〇年までの間の任官者一一名中、漢族が僅か二名であるに対し、宗室元氏（拓跋氏）が七名であると述べてゐる（Holmgren, Jennifer "Northern Wei as a Conquest Dynasty: Current Perceptions: Past Scholarship," *Papers on Far Eastern History*40, 一九八九年）ただ録尚書事・尚書左右僕射については、言及がない。

注(1)張氏研究において分析した結果をみると、孝文帝代における尚書令・尚書僕射・吏部尚書のいずれの官の任官者も胡族が多数を占め、なかでも宗室元氏（拓跋氏）が四〇～五〇%に及んでいる。ただ他の時期の尚書令・尚書僕射・吏部尚書の任官者には、触れてはいない。また録尚書事を尚書令と分けて分析してはいない。

#### (12) 元氏の任官状況に関する研究がある。

① 錦添慶文「河陰の変小考」（『櫻博士頌寿記念東洋史論叢』 山川出版社 一九八八年、のち注(1)⑤錦添氏書所収）

② 同「北魏の宗室」（『中国史学』九 一九九九年、のち注(1)⑤錦添氏書所収）

①では時期を河陰の変直前に限定して、元氏が就いた從三品以上の官が示されている。その中には、尚書令・尚書僕射・吏部尚書・尚書がみられる。但しこれらの尚書省官就任者が特出して示されているわけではない。

②では、北魏全期に亘って元氏の就いた官が検討されている。とくに就任した官の中で、尚書省官に関して焦点を絞つて検討しているわけではないが、宣武帝代・孝明帝代において元氏の就任した官毎に任官者名が列挙されてゐる。

(13)

①注(7)①嚴氏研究

②注(7)②窪添氏研究

(14)

注(7)①嚴氏研究によれば、前期<sup>2</sup>は尚書省が廃止され、八部大人制・六部大人制が尚書省に替わって執務した。したがつて、前期<sup>2</sup>を『中廢期』と名付けている。これに対して、注(7)②窪添氏研究では、当該時期に左民尚書があつたことを指摘している。確かに、当該時期に左民尚書の存在が認められる。したがつて、尚書省が廃止とは言えない。それ故『中廢期』と言う名称は、採らない。ただ確認できる尚書への任官者は、窪添氏の研究による限り、僅かに四例である。当該時期において、尚書省は全廃されなかつたにせよ、その活動はかなり低调であつたと推察される。したがつて、当該時期を『衰退期』とした。当該時期に関しては、嚴氏が尚書省に替わつて執務したと述べる八部大人制・六部大人制がどの程度機能していたのか、その実態について検討する必要があるが、今後取り組むべき課題として残して置きたい。

(15)

『魏書』・『北史』・石刻史料の各墓誌に当たつて錄尚書事の任官者を収集・整理した。第一表は、錄尚書事任官者表（第九表）（三〇名）・尚書令任官者表（第一〇表）（四〇名）・尚書左右僕射任官者表（第一一表）（七四名）を基に作成。

(16)

第二表も、錄尚書事任官者表（第九表）（三〇名）・尚書令任官者表（第一〇表）（四〇名）・尚書左右僕射任官者表（第一一表）（七四名）を基に作成。北魏代には、軍民両政機能を併せ持つ行台が地方に設けられた。行台とは、行尚書台の略称であり、尚書省の地方出先機関である。（嚴耕望『中國地方行政制度史 上編四 魏晉南北朝地方行政制度 下』〔中央研究院歴史語言研究所 一九七三年 七九九～八一五頁〕参照）行台は、北魏代初期の道武帝代にその設置が認められるが、北魏代末期孝明帝代五二三年に六鎮の乱が勃発

してから以後、各地に多数常置されるようになつた。この点に關しては、以下の研究を參照。

①古賀昭岑「北朝の行台について その一」(『九州大学東洋史論集』三 一九七四年)

②同「北朝の行台について その二」(『九州大学東洋史論集』七 一九七九年)

③牟発松「北朝行台地方官化考略」(『文史』三三 一九九〇年)

④祝總斌「關於北魏行台的兩個問題」(『周一良先生八十生日紀念論文集』 中国社会科学出版社 一九九三年  
参照。)

尚書省官を帶びて行台長官として赴任したり、行台内部の尚書省官に任せられたりして、中央から離れた場合が見受けられる。行台内部の官については、上掲嚴氏書七九九／八一五頁参照。

⑤古賀昭岑「北朝の行台について その二」(『九州大学東洋史論集』五 一九七七年)

古賀氏は、北魏末の行台内部の長官の尚書省官名と任官者名、属佐の尚書省官名と任官者名を挙げている。

上掲③牟氏研究は、北魏末の雍州駐在西道行台長官の尚書官名と任官者名、属佐の尚書省官名と任官者名を挙げている。また尚書省官と州刺史を兼任して赴任した例もみられる。行台内部の尚書官に就いた場合には、特別な場合を除いて、首都を離れて行台の所在地に赴任し勤務した。州刺史を兼任して赴任した場合も、同様である。行台あるいは州に赴任した場合は、尚書省官に任命されていたとしても、中央の尚書省の運営に關与していたとはみられない。それ故、尚書省の任官者には数えなかつた。但し以下の者の場合には、中央の尚書省の運営に関わつたとみられ、任官者の中に数えた。

(a) 錄尚書事 爾朱榮 元天穆、(b) 尚書令 元徽 爾朱榮、(c) 尚書僕射

以上挙げた者の中、とくに錄尚書事及び尚書令に就いた爾朱榮は、「身は外に居ると雖も、恒に遙かに朝廷

賈顕度

を制し」とあり(『魏書』七四爾朱榮伝)、洛陽から離れて本拠地晋陽に座していたとは言え、五二八年に孝莊帝を奉戴して以来、五三〇年に孝莊帝に洛陽で暗殺されるまで朝廷を支配した。尚書省も、五三〇年まで爾朱榮の意のままに動かされたことは、確かにある。

錄尚書事に任せられた元天穆は爾朱榮の義兄弟であり、世襲并州刺史に任せられたが、洛陽において爾朱榮の筆頭代理人として立ち働いた。(『魏書』七四爾朱榮伝・『北史』四八同伝)

元徽は孝明帝代五二六年以後に尚書令に任官した後、西道行台を加えられたが、結局行台に赴任せず、洛陽に留まつた。(『魏書』一九下元徽伝・『北史』一八同伝)

賈頭度は孝武帝代五三二年に尚書左僕射に任命された当初は行台を兼任せず、洛陽にいたが、のちに徐州刺史・東道大行台を兼任して任地に赴いた。(『魏書』八〇賈頭度伝・『北史』四九同伝)徐州赴任前洛陽に留まつていた時には尚書省で僕射として働いていたとみられる。

(17) 北魏全期ではないが、前期三及び後期に設けられた都曹尚書は、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射の下位に置かれ、他の尚書の上位に位置して他の尚書を統轄する役割を担つた。都曹尚書の胡族・漢族を併せた任官者総数は二二名であり、その設置期間が極めて限られたが故に、錄尚書事・尚書令・尚書左右僕射に比べて少ない。胡族・漢族に分けて任官者数をみると、胡族が一〇名であるのに対し、漢族二名である。任官者総数に占める割合は、胡族が八三%であり、漢族一七%である。絶対数・割合において、胡族が漢族を大きく上回る。このことも、前期三及び後期に限つて言えることであるが、尚書省の運営が胡族主導で行われたことを示唆している。

(18) 『魏書』一三官氏志は、北魏全下の一八姓を宗族一〇姓(帝室一〇姓)・内入諸姓・四方諸姓に分類して

いる。姚薇元氏は、『北朝胡姓考』において、實際は「一八姓を宗族一〇姓（帝室一〇姓）・内入諸姓・四方諸姓に分けて記述しているが、目次の上では『魏書』一一三官氏志では内入諸姓・四方諸姓に含まれていた。勲臣八姓を分類項目として独立して設けている。さらに姚氏は宗族一〇姓（帝室一〇姓）・勲臣八姓・内入諸姓・四方諸姓に加えて、東胡諸姓・東夷諸姓・匈奴諸姓・高車諸姓・西羌諸姓・氐族諸姓・竇族諸姓・西域諸姓が北魏を含めた北朝に存したことを見示している。（姚薇元『北朝胡姓考』、科学出版社、一九五八年）」

目次上敢えて勲臣八姓を独立した項目として設けたのは、孝文帝代四九六年に姓族詳定を行い門閥体制を確立した際に、宗室元氏（拓跋氏）を中心に漢族四姓とともに同体制の頂点を形成する胡族八姓を指定したことに基づいている。（胡族八姓は『魏書』一一三官氏志によれば、穆・陸・賀・劉・樓・于・嵇・尉の八氏である。『資治通鑑』一四〇晉紀 明帝三年〔四九六〕正月の条では、漢族四姓は、范陽郡盧氏・清河郡崔氏・熒陽郡鄭氏・太原郡王氏である。）

胡漢両族の分類項目中、胡族のその他には、『魏書』一一三官氏志及び姚氏の分類を踏まえて、宗室元氏（拓跋氏）を除く宗族一〇姓（帝室一〇姓）、外戚を除く内入諸姓・四方諸姓（勲臣八姓を含む）、さらに東胡諸姓・東夷諸姓・匈奴諸姓・高車諸姓・西羌諸姓・氐族諸姓・竇族姓氏・羯族諸姓・西域諸姓の出身者を配した。

注(3)③吉岡氏研究によれば、北魏宗室元氏（拓跋氏）（拓跋氏）が北魏全期に亘って政権中枢部の構成員全体の三〇～四〇%、非漢族中の四〇～六〇%を占め、かなり高い数値を占めている。但し尚書省に限定して述べとはいえない。

注(8)ヴォルフラム＝エバーハート氏書において、尚書令・尚書左右僕射がその任官者中胡族（Toba）が多数を占めていたことから、以上の官が胡族向けの官であつたと論じている。該書一九頁一七表には、北魏全期

及び東魏における宗室元氏（拓跋氏）の任官者総数が表示されているが、とくに宗室元氏（拓跋氏）の任官状況について触れてはいない。

(20)

①田余慶「北魏後宮子貴母死制度的形成和演变」（『国学研究』五 一九九八年、のち『拓跋史探』生活・読書・新知三聯書店 二〇〇三年所収）参照。

田氏は、道武帝が母の獻明皇后賀氏の出身部落賀蘭部を建国年間（三八六～三九五）に徐々に解散したとみていている。また道武帝は劉皇后の出身部落独孤部を三八七年・三九六年に解散したと述べている。氏によれば、道武帝が両部落を解散した目的は、外戚が国政に容喙するのを防ぐことにあつたとする。道武帝は、拓跋嗣（のちの明元帝）を皇太子に立てた時に、その母独孤劉羅辰の妹劉貴人に死を賜つた。これが、『子貴母死』制度の始まりである。劉貴人に死を賜つたのは、婦人と外戚が政治に関与し紊乱するのを防止するためであつたとする。

賀蘭・独孤両部落の解散に関しては、各々田氏の手になる、②「賀蘭部落離散問題—北魏“離散部落”箇案考察之一」（『歴史研究』一九九七一二、のち『拓跋史探』生活・読書・新知三聯書店 二〇〇三年所収）並びに③「独孤部落離散問題—北魏“離散部落”箇案考察之二」（慶祝鄧广銘教授九十華誕文集） 河北教育出版社 一九九七年、のち『拓跋史探』生活・読書・新知三聯書店 二〇〇三年所収）参照。

(21) 錄尚書事は、正式の官ではない。したがつて錄尚書事に就くことを任官と言うことは不適切である。しかしながら他の官に就職するものと比較する都合上、「任官」と言う語を用いることとする。

第三表は錄尚書事任官者表（第九表）を基に作成。

(22) 尚、錄尚書事任官者の任官年代を各皇帝の在位期間毎に分類した場合、任官年代が確定できなくても、その任

官年代を北魏の前期と後期に分類した場合、前期あるいは後期のいずれかの時期に分類できるものも認められる。例えば、前期は漢族の外戚李峻一名、後期は胡族の外戚爾朱彥伯一名である。

(23) 第四表は、錄尚書事任官者實數表（第三表）を基に作成。

(24)

胡族の外戚は、爾朱氏二名、閻氏一名である。漢族の外戚は、李氏（梁郡）一名である。

(25) 胡族のその他は、盧氏・尉氏・和氏・伊氏・陸氏・劉氏・乙氏・穆氏・長孫氏各一名である。漢族のその他は、常氏一名である。

(26) 第五表は、尚書令任官者表（第一〇表）を基に作成。

尚、尚書令任官者の任官年代を各皇帝の在位期間毎に分類した場合、任官年代が確定できなくとも、その任官年代を北魏の前期と後期に分類した場合、前期あるいは後期に分類できるものも認められる。例えば、前期は胡族のその他の叔孫麟、後期は胡族の宗室元悌（広平王）である。

(27) 第六表は、尚書令任官者實數表（第五表）を基に作成。

(28) 胡族の外戚は、高氏（高麗）、于氏、爾朱氏が各一名である。漢族の外戚は、李氏（頓丘郡）一名である。

(29) 胡族のその他は、叔孫氏・長孫氏・陸氏・穆氏各二名、嵇氏・古氏・源氏・劉氏（長樂郡）・斛斯氏各一名である。漢族のその他は、崔氏（清河郡）・韓氏・王氏（太原郡）・王氏（琅琊郡）・蕭氏・高氏（渤海郡）・李氏（趙郡）各一名である。

(30) 第七表は、尚書左右僕射任官者表（第一一表）を基に作成。

(31) 第八表は、尚書左右僕射任官者實數表（第七表）を基に作成。

(32) 胡族の外戚は、爾朱氏が二名、高氏（高麗）・于氏が各一名である。漢族の外戚は、李氏（隴西郡）が三名、

李氏（頓丘郡）・崔氏（清河郡）が各二名である。

(33) 胡族のその他は、源氏が三名、屈氏・穆氏が各二名、劉氏（代郡）・樊氏・和氏・慕容氏・陳氏・樓氏・陸氏・長孫氏・安氏・朱氏が各一名である。漢族のその他は、郭氏・楊氏が各二名、韓氏・李氏（中山郡）・趙氏・張氏（安定郡）・游氏・皇甫氏・蕭氏・鄭氏・司馬氏・任氏・辛氏・高氏（徐氏）が各一名である。

錄尚書事任官者表 (第九表) (三〇名)

		年代		任官者		任期		本貫		胡漢の別		宗室・外戚・ その他の別		典拠	
文成帝代七	文成帝代六	文成帝代五	文成帝代四	劉尼(独孤尼)	太武帝代一	盧魯元	四三〇～四四二	昌黎郡徒何県	太武帝代二	元晃(景穆帝)	四三二～四三九	代(平城)	胡	その他	W三四・B二五
尉眷	閻毘	伊跋	四五六～四六五	四五三～四五三	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	胡	胡	宗室	W四景穆帝本紀	W一四・B一五
四五七～四六三	四五七～四六一	代(平城)	代(平城)	胡	胡	胡	胡	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	W二魏本紀二	W二魏本紀二
代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	胡	胡	胡	胡	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	W二魏本紀二	W二魏本紀二
胡	胡	胡	胡	その他	その他	その他	その他	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	W二魏本紀二	W二魏本紀二
その他	外戚	その他	その他	その他	その他	その他	その他	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	W二魏本紀二	W二魏本紀二
W二六・B二〇	W八三上・B八〇	W四四・B二五	W八三上・B八〇	和平六年五月	和平六年五月	和平六年五月	和平六年五月	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	宗室	W二魏本紀二	W二魏本紀二

文成帝代八	和其奴	四五七〇・四六五	代(平城)	W四四・B二五
文成帝代九	常英	四五七〇・?	遼西郡	W八三上・B八〇
文成帝代一〇	陸麗	四五七〇・?	代(平城)	二五同伝
獻文帝代一一	乙渾	四六五〇・四六五	胡	W四四伊跋伝・B
孝文帝代前期一二	元羽(廣陵王)	四八五以前任官。	胡	W六頭祖紀和平六年五月
前期年代不明一三	李峻	四九三以前転任。	胡	その他
孝文帝代後期一四	穆亮	?~四六年以前離任	胡	その他
孝文帝代後期一五	元幹(趙郡王)	四九三〇・四九五	頓丘郡	W二一上・B一九
孝文帝代後期一六	元丕(東海王)	四九四〇・四九五	河南郡(洛陽)	W二七・B二〇
孝文帝代後期一七	元勰(彭城王)	四九四以後任官。	漢	「李雲墓誌拓片」
宣武帝代一八	元詳(北海王)	四九九転任。	宗室	W二四・B一五
宣武帝代一九	元雍(高陽王)	五〇一〇・五〇三	河南郡(洛陽)	J S 四 図版一六
孝明帝代二〇	元繼(京兆王)	五二四〇・五二五	河南郡(洛陽)	一の二(元煥墓誌)
孝莊帝代二一	爾朱榮	五二八〇・五三〇	河南郡(洛陽)	宗室
孝莊帝代二二	秀容郡	河南郡(洛陽)	宗室	宗室
孝明帝代二三	胡	胡	宗室	W二一下・B一九
孝莊帝代二四	胡	胡	宗室	W二一上・B一九
孝莊帝代二五	胡	胡	宗室	W二一上・B一九
宗室	外戚	宗室	宗室	W九肅宗紀熙平二年・B一九
W七四・B四八	W七四・B四八	W一六・B一六	W一六・B一六	W七四・B四八

孝莊帝代二三	元彧(臨淮王)	五二八以後任官。	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W一八·B一六
孝莊帝代二四	元徽(城陽王)	五三〇以前転任。	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W一九下·B一八
元曄代二五	元肅(魯郡王)	五二九·五三〇	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W一九下
前廢帝代二六	長孫稚	五三一·五三二	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W二五·B二二
後廢帝代二七	なし	五三三·五三四	河南郡(洛陽)	胡	その他	W二一上·B一九
孝武帝代二八	元謐(城陽王)	？·五三年以前離任	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W二一上·B一九
後期年代不明二九	爾朱彥伯	秀容郡	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W二一上·B一九
全期年代不明二九	元祐	？·五一九年以	代(平城)	外戚	W二一上·B一九	W二一上·B一九
全期年代不明三〇	元步大回	前離任	代(平城)	外戚	〔爾朱攸墓誌〕	〔元良〕墓誌銘文拓片
	不 明	河南郡(洛陽)	胡	宗室	〔元良〕墓誌銘文拓片	〔元良〕墓誌銘文拓片
		河南郡(洛陽)	胡	宗室	〔元良〕墓誌銘文拓片	〔元良〕墓誌銘文拓片
		宗室	宗室	宗室	〔元良〕墓誌銘文拓片	〔元良〕墓誌銘文拓片
		和紹隆夫人元華墓誌文	和紹隆夫人元華墓誌文	和紹隆夫人元華墓誌文	和紹隆夫人元華墓誌文	和紹隆夫人元華墓誌文

\* W II 「魏書」、B II 「北史」、JS II 「漢魏南北朝墓誌集成」  
 \* 「李雲墓誌拓片」 II 「考古」一九六四·一九「河南濮陽北齊李雲墓出土的瓷器和墓誌」所載  
 \* 「爾朱攸墓誌」 II 「中原文物」一九九八·一四「武周爾朱果及夫人韋氏墓誌考釋」所載  
 \* 「元良」墓誌銘文拓片」 II 「考古」一九九七·一三「河北磁州北齊元良墓」所載  
 \* 「和紹隆夫人元華墓誌銘」・「和紹隆夫人元華墓誌文」 II 「中原文物」一九八七·一「安陽北齊和紹隆夫婦合葬墓清理簡報」所載

尚書令任官者表（第一〇表）（四〇名）

		年 代		任官者		任 期		本 貫		胡漢の別		宗室・外戚・ その他の別		典 梢	
		孝文帝代前期一一	孝文帝代前期一〇	太 武 帝 代 四	太 武 帝 代 五	明 元 帝 代 三	道 武 帝 代 二	道 武 帝 代 一	元儀（衛王）	三九六（三九七）	三九七（三九七）	代（平城）	代（平城）	代（平城）	代（平城）
王叡	王叡	元丕（東海王）	于洛拔	韓茂	長孫渴侯	古弼	劉潔	なし	不明	三九七（三九七）	三九七（三九七）	代（平城）	清河郡	漢	胡
年以前離任。	四八一（四九三）	四八〇（四八一）	四六六（？）	四五二（四五八）	四五二（四五六）	四五二（四五二）	代（平城）	代（平城）	長樂郡	代（平城）	代（平城）	代（平城）	代（平城）	漢	胡
太原郡	太原郡	代（平城）	代（平城）	安定郡										宗室	宗室
漢	漢	胡	胡	漢	胡	胡	胡	胡	漢	漢	漢	漢	漢	宗室	宗室
その他	その他	宗室	宗室	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
W九三・B九二	W九三・B九二	W一四・B一五	W三一・B二三	W五一・B三七	W二八・B二五	W二八・B二五	W二八・B二五	W二八・B二五	W二八・B二五	W三四・B二五	W三二・B二四	W一五・B一五	W一五・B一五	W一五・B一五	W一五・B一五



孝明帝代二三	李崇	五一六より後任 官(五二五)	頓丘郡	W六六・B四三
孝明帝代二四	元爻	五二五(五二五)	河南郡(洛陽)	W一六・B一六
孝明帝代二五	唐耀	五二六以前任官 五二八年以前離任	魯郡	漢
孝明帝代二六	元略(東平王)	五二六以後任官 五二八(五二八)	河南郡(洛陽)	宗室
孝明帝代二七	元徽(城陽王)	河南郡(洛陽)	宗室	外戚
孝莊帝代二八	元子正(始平王)	河南郡(洛陽)	宗室	「唐耀墓誌」
孝莊帝代二九	穆紹	河南郡(洛陽)	W一九下・B一八	W一九下・B一八
孝莊帝代三〇	元彧(臨淮王)	河南郡(洛陽)	W二一七・B二〇	W二一七・B二〇
孝莊帝代三一	元延明(安豐王)	河南郡(洛陽)	W二二下	W二二下
元曄代三二	爾朱世隆	河南郡(洛陽)	宗室	宗室
孝莊帝代三二	五三〇(五三一)	秀容郡	宗室	宗室
後廢帝代三二	なし	秀容郡	宗室	宗室
前廢帝代三二	なし	秀容郡	宗室	宗室
孝武帝代三三	元羅(江陽王)	秀容郡	宗室	宗室
五三二(?)	?	秀容郡	宗室	宗室
河南郡(洛陽)		秀容郡	宗室	宗室
胡		胡	宗室	宗室
宗室		外戚	宗室	宗室
W一六・B一六		W七四・B四八	W一八・B一六	W一八・B一六

明 元 帝 代	道 武 帝 代 一 元 遼 (常 山 王)	年 代	
		任 官 者	任 期
なし	三 九 七 三 九 八 (左)	代 (平 城)	本 貫
	胡	胡 漢 の 別	宗 室 ・ 外 戚 ・ 其 他 の 別
	宗 室	W 一 五 ・ B 一 五	典 撲

尚書左右僕射任官者表 (第一一表) (七四名)

孝武帝代三四 のち西魏文帝	元宝矩(南陽王、 五三二~?)	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W一出帝紀・B 五魏本紀五
後期年代不明三五	元悌(広平王)	河南郡(洛陽)	胡		
後期年代不明三六	元石	河南郡(洛陽)	胡		
後期年代不明三七	陸雋	代(平城)	胡	宗室	J S四國版一六一 の二「元悌墓誌」
後期年代不明三八	高堪	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三九	叔孫石洛侯	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三八	不明	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三七	高堪	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三六	陸雋	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三五	元石	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三四	和某	河南郡(洛陽)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三三	不明	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三二	清都	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三一	不明	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三〇	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二九	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二八	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二七	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二六	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二五	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二四	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二三	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二二	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二一	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二〇	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一九	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一八	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一七	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一六	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一五	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一四	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一三	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一二	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一一	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一〇	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明九	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明八	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明七	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明六	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明五	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明四	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明三	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明二	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明一	その他	代(平城)	胡	宗室	W一四・B一五
全期年代不明〇	その他	渤海郡	胡	宗室	W一四・B一五

\* \* \*  
「唐耀墓誌」 = 『北洛塚墓遺文』所載  
「高墳墓誌銘」 = 『古誌石華』三所載  
「和紹隆墓誌」 = 『中原文物』一九八七一  
「安陽北齊和紹隆夫婦合葬墓清理簡報」所載

太武帝代二	屈垣(屈恒)	四二二一～四三六 以後離任(右)	昌黎郡	その他
太武帝代三	安原	四五五～四五五(左) 以後離任(右)	遼東郡	W三〇・B二〇
太武帝代四	李蓋	四五六～四五六(左) 以後離任(右)	中山郡	W八三上・B八〇
太武帝代五	屈道賜	四五六～四五六(右)	昌黎郡	W三一・B二七
太武帝代六	韓茂	四五一～四五二(左)	安定郡	W五一・B三六
文成帝代七	元昌辰(宜都王)	四五一～四七六(左)	代(平城)	W一四・B一五
文成帝代八	和其奴	四五二～以後任官。 四五五以前離任(左)	代(平城)	W三〇・B二五
文成帝代九	劉尼	四五三～四六四 以前離任(左)	代(平城)	W三一・B二七
獻文帝代一〇	慕容白曜	四六五～四六九(右)	代(平城)	W三〇・B二五
孝文帝代前期一一	陳建	四七一～四七九(右)	昌黎郡	W三〇・B二五
孝文帝代前期一二	趙黑(趙默)	四七一～以後任官。 四八二以後離任(左)	酒泉郡	W三〇・B二五
孝文帝代前期一三	元忠	四八二～以後離任(左)	代(平城)	W三〇・B二五
孝文帝代前期一四	張祐	四七八～四八六 (左右不明)	代(平城)	W三〇・B二五
孝文帝代前期一五	穆亮	四八五～四八八(右)	安定郡	W三〇・B二五
その他	その他	宗室	その他	その他
W二七・B二〇	W九四・B九二	W一五・N三八・B二五	W九四・B九二	W二七・B二〇

孝文帝代前期一六	元羽(広陵王)	四八五以後任官。 四九三以後離任。(左)	孝文帝代前期一七	陸叡	四八七以前任官。四 九二以前離任。(左)	孝文帝代前期一八	樓毅	四八七以前任官。四 九二以前離任。(左)	孝文帝代後期二四	李沖	李沖
四九五(四九六(左 右不明)(二回目)	四九三(四九四 (左)(二回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	四九三(四九四 (左)(一回目)	孝文帝代後期二三	元澄(任城王)	元贊
隴西郡	隴西郡	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	代(平城)	孝文帝代後期二三	孝文帝代後期二二	孝文帝代後期二〇
漢	漢	胡	胡	胡	胡	胡	胡	胡	孝文帝代後期二三	孝文帝代後期二二	孝文帝代後期一九
外戚	外戚	宗室	宗室	宗室	宗室	その他	その他	その他	孝文帝代後期二三	孝文帝代後期二二	孝文帝代後期一八
W五三・B一〇〇	W五三・B一〇〇	W一九中・B一八	W一九中・B一八	B一五	W二七・B二〇	W三〇	W四〇・B二八	W二一上・B一九	孝文帝代後期二四	孝文帝代後期二三	孝文帝代後期二〇

孝文帝代後期二五	元澄(任城王)	四九七・五〇〇 (右)(三回目)	河南郡(洛陽)
孝文帝代後期二六	元詳(北海王)	四九八以後任官。	河南郡(洛陽)
孝文帝代後期二七	元嘉	四九九・五〇一(左)	河南郡(洛陽)
宣武帝代二八	元懶(清河王)	四九九以後任官。五一 以前離任(左右不明)	河南郡(洛陽)
宣武帝代二九	源懷	五〇一・五〇一(左)	西平郡
宣武帝代三〇	高麗	五〇二・任官。 五〇六以後離任。	渤海郡
宣武帝代三一	元麗	五〇七以後任官。 離任時期不明。(左)	河南郡(洛陽)
宣武帝代三二			
宣武帝代三三	元誥(安樂王)	五〇八・五二二(左)	
宣武帝代三四	元英(中山王)	五〇九・五二二(左)	
宣武帝代三五	郭祚	五一〇以後任官。五一 五離任。(右)(一回目)	河南郡(洛陽)
宣武帝代三六	元珍	五一五・五一五 (左)(二回目)	河南郡(洛陽)
郭祚	元珍	河南郡(洛陽)	河南郡(洛陽)
太原郡	河南郡(洛陽)	河南郡(洛陽)	河南郡(洛陽)
漢	胡	胡	胡
その他	宗室	宗室	外戚
W六四・B四三	W一四・B一五	W六四・B四三 W一九下・B一八	W一九上・B一七 W二〇・B一九

孝明帝代三七	元暉	五一五・五一八(左)	W一五・B一五
孝明帝代三八	李平	五一六・五一六(右)	W六五・BQ三・
孝明帝代三九	李崇	五一六以後任官。五一六以前離任。(左)	B四三
孝明帝代四〇	元欽	五一六以後任官。五一六以前離任。(右)(回冒)	W一九上・B一七・JS
孝明帝代四一	元欽	五一六以後任官。五一六以前離任。(左)(回冒)	〔上四圖版五〕元欽墓誌
孝明帝代四二	于忠	五一七・五一八	W六六・B四三
孝明帝代四三	崔亮	五一九以後任官。五一九以前離任。(右)(回冒)	W三一・B二三
孝明帝代四四	游肇	五一九以後任官。五一九以前離任。(左)(回冒)	W六六・BQ三・
孝明帝代四五	崔亮	五一九以後任官。五一九以前離任。(左)(回冒)	B四四
孝明帝代四六	蕭寶夤	皇甫度	W五五・B三四
孝明帝代四七	崔亮	右不明(二回目)	B八〇
孝明帝代四八	元延明(安豐王)	五一五・五一二(左)	W五九・B二九
河南郡(洛陽)	南陽郡(南齊泰寧)	清河郡	W六六・BQ三・
胡	漢	漢	B四四
宗室	その他	外戚	W二〇・B一九

孝明帝代四九	元彧(臨淮王)	二六以前離任。(左)	任官時期不明。五
孝明帝代五〇	元徽(城陽王)	五二四以後任官。五	
孝明帝代五一	楊椿	二六以前離任。(左)	
孝明帝代五二	長孫稚(長孫 冀帰)	五二六以後任官。	
孝明帝代五三	元順	五二七離任。(右)	
孝明帝代五四	元順	五二七以前任官。五	
孝明帝代五五	元謐(趙郡王)	五二七以前離任。(左)	
孝莊帝代五六	元羅	以前離任。(右)(二回目)	
孝莊帝代五七	元頃	任官時期不明。五	
任官時期不明。(右)	五二八以前離任。(左)	五二八任官。(五三)	
二九以前離任。(右)	五二八(五三)(右)	八離任。(左)(二回目)	
河南郡(洛陽)	河南郡(洛陽)	河南郡(洛陽)	河南郡(洛陽)
胡	胡	胡	胡
宗室	宗室	宗室	宗室
W二二上	W一六	W二一上・B一八	W一九中・B一八
			W一九中・B一八
			W二五・B二二
			W五八・B四一
			W一九下
			W一八・B一六

孝莊帝代五八	爾朱世隆	五三八以後任官。五三九以前離任。(右)(一回目)	孝莊帝代五九	源子恭	五三九～五三〇以前離任。(左)(一回目)	孝莊帝代六〇	爾朱世隆	五三八以後任官。五三九以前離任。(右)(一回目)	孝莊帝代六一	楊侃	五三〇～五三〇(右)	孝莊帝代六二	元誨(范陽王)	任官時期不明。五三〇離任。(左)	孝莊帝代六三	源子恭	五三〇～五三一(左)(一回目)	孝莊帝代六四	司馬孚如(司馬遷)	五三〇～五三一(右)	元曄代六四	元曄(平陽王、のち孝武帝(出帝))	五三〇～五三一(左)	元曄代六五	元曄(平陽王、のち孝武帝(出帝))	五三〇～五三一(右)	前廢帝代六五	前廢帝代六六	前廢帝代六七	後廢帝代六六	後廢帝代六七
秀容郡	西平郡	五三九以前離任。(左)(一回目)	秀容郡	弘農郡	五三〇～五三一(右)	秀容郡	西平郡	五三九以前離任。(左)(一回目)	秀容郡	弘農郡	五三〇～五三一(右)	秀容郡	西平郡	五三九以前離任。(左)(一回目)	秀容郡	西平郡	五三九以前離任。(左)(一回目)	秀容郡	西平郡	五三九以前離任。(左)(一回目)	秀容郡	西平郡	五三九以前離任。(左)(一回目)	秀容郡	西平郡						
外戚	胡	W七五・B四八	外戚	W五八・B四一	W五八・B四一	外戚	胡	W七五・B四八	外戚	W五八・B四一	W五八・B四一	外戚	胡	W七五・B四八	外戚	胡	W七五・B四八	外戚	胡	W七五・B四八	外戚	胡	W七五・B四八	外戚	胡						
宗室	胡	W四一・B二八	宗室	W五孝莊本紀・B	W五孝莊本紀・B	宗室	胡	W四一・B二八	宗室	W五孝莊本紀・B	W五孝莊本紀・B	宗室	胡	W四一・B二八	宗室	胡	W四一・B二八	宗室	W四一・B二八	宗室	胡	W四一・B二八	宗室	胡							
二元篇墓誌	宗室	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	W一一出帝紀・B	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	宗室	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	W一一出帝紀・B	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	宗室	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	宗室	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	宗室	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	宗室	W一一出帝紀・B	五魏本紀五	宗室						

孝武帝代六八	樊子鵠	五三一五三三(左)	代(平城)
孝武帝代六九	任祥(任延敏)	五三一五三四(左)	BQ一九・B五三
孝武帝代七〇	辛雄	五三一五三四(左)	W七七・B五〇
孝武帝代七一	賈顯度	五三一五三五(左)	W八〇・B五四
孝武帝代七二	高隆之(徐隆)	中山郡	その他
後期年代不明	なし	五三四・五四(右)	漢
全期年代不明七三	元翌	高平郡(自称)	漢
全期年代不明七四	王肅	五三一五三四(左)	その他
任期年代不明	任官時期不明。	代(平城)	W八〇・B四九
五〇一以前離任。	琅琊郡	河南郡(洛陽)	その他
漢	胡	宗室	その他
その他	宗室	W一五・B一五	その他
「王惠墓誌」	W一五・B一五		

\* 「元惠墓誌」＝「滿州金石志別錄」(上)所載  
 \* 「王惠墓誌」＝「芒洛塚墓遺文四編」二所載

## A study on Shangshusheng 尚書省

—concerning high ranking positions: Lushangshushi 錄尚書事,  
尚書令 Shangshuling, 尚書左右僕射 Shangshuzuoyoushe—

The reign under the Emperor of Xiaowen 孝文帝 in the latter part of the 5th century was the turning point in the history of Beiwei 北魏. The original systems of Xianbei 鮮卑 in its central government were abolished at that time, and otherwise only the main agencies originated in ancient China still remained after then, including Shangshusheng 尚書省 of which the Emperor attached great importance.

Until now, most of the studies on that central government have been made through the analyses of native ethnic nations of its constituent members in all, without separating each agency.

In this article I especially analysed native ethnic nations of the persons nominated as high officials in Shangshusheng 尚書省, separating from other central authorities. In consequence, superiority of Xianbei 鮮卑 to Han 漢 ethnic nation in number was made clear in its high ranking members, particularly the members of the imperial family. Yuan 元 occupied the most of high positions through the age of Beiwei. In its latter part after the reform, when the number of whole appointed persons increased, it holds true.